

事業報告書

(自 令和 3年10月 1日 至 令和 4年 9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人アイ裕会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 和歌山県和歌山市田中町5丁目1番地の15

(3) 設立認可年月日 平成14年 6月 6日

(4) 設立登記年月日 平成14年 6月17日

2 事業の概要

(1) 本来業務

診療所	前田眼科医院	和歌山市田中町5丁目 1番地の15	一般病床	0床
			療養病床	0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年11月24日 令和 2年度決算の監査・決算確定

令和 4年 8月20日 役員総会
検査機械購入を検討
もう少し検討の時間が必要

様式3-4

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 アイ裕会

所在地 和歌山市田中町5丁目1番地の15

貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I流動資産	7,904	I流動負債	18,071
II固定資産	20,804	II固定負債	686
1有形固定資産	9,602	負債合計	18,757
2無形固定資産		純資産の部	
3その他の資産	11,202	科目	金額
		I資本金	10,000
		II資本剰余金	
		III利益剰余金	-49
		IV評価・換算差額金	
		純資産合計	9,951
資産合計	28,708	負債・純資産合計	28,708

様式4-2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 アイ裕会

所在地 和歌山市田中町5丁目1番地の15

損 益 計 算 書
(自 令和 3年10月1日 至 令和 4年9月30日)

(単位;千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	47,630
2 事業費用	44,488
本来業務事業利益	3,142
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業収益	
事業利益	3,142
II 事業外収益	91
III 事業外費用	9
經常利益	3,224
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	3,224
法人税等	725
当期純利益	2,499

※医療法人整理番号

様式2

財 産 目 録

(令和 4年 9月30日現在)

- 1. 資 産 額 28,708 千円
- 2. 負 債 額 18,757 千円
- 3. 純 資 産 額 9,951 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	7,904
B 固 定 資 産	20,804
C 資 産 合 計 (A+B)	28,708
D 負 債 合 計	18,757
E 純 資 産 (C-D)	9,951

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有)

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有)

法人名 医療法人アイ裕会

所在地 和歌山市田中町5丁目1番地15

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
敬当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
敬当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

医療法人 アイ裕会

理事長 前田 裕子 殿

私は、医療法人アイ裕会の令和3年会計年度(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月26日

医療法人 アイ裕会

監事 雑賀 麻衣